

規約

- 第一章 名 稱
 - 第一條 本黨は無産大衆黨と稱し、本部を東京に置く。
- 第二章 目 的
 - 第二條 本黨は黨の綱領、宗旨及び決議を貫徹するを以て目的とす。
- 第三章 構 成
 - 第三條 本黨は黨の綱領規約を遵守する個人を以て構成す。
- 第四章 機 關
 - 第四條 第一節 黨大會
 - 第一條 黨大會は黨の最高決議機關にして、大會代議員執行委員及本部役員を以て構成す。
 - 第二條 黨大會は毎年一回執行委員會之を召集し、議長及副議長大會に於て選舉す。
 - 第三條 但し執行委員會代議員三分の一以上の要求ありたる時は又は執行委員三分の二以上必要ありと認めたる時は臨時大會を召集す。
 - 第四條 黨大會の代議員は支那より選出するものとす。
 - 第五條 其の選出は黨員五十名に付一名とし、總數は三十名を越ゆること一名を増す。
 - 第六條 黨大會は代議員三分の一以上出席するに非ざれば議決する事を得ず。
 - 第七條 黨大會の議事は出席代議員の過半数を以て決す可き同數なる時は議長之を決す。
 - 第八條 黨大會は執行委員、執行委員若干名書記長に會計を選出するものとす。
 - 第九條 執行委員會
 - 第一節 執行委員會
 - 第一條 執行委員會は次期大會に至る迄の最高執行機關にして大會に對し責任を負ふものとす。
 - 第二節 常任執行委員會
 - 第一條 執行委員會は執行委員及書記長を以て構成す。
- 第五章 本部役員
 - 第十條 本部に左の役員を置く。
 - 一、執行委員長一名 二、書記長一名 三、會計 計一名 四、部長若干名
 - 第十一條 執行委員は黨を代表し黨務を統轄す。
 - 第十二條 書記長は執行委員長を輔佐し黨務を處理す。
 - 第十三條 會計は黨の會計事務を處理す。
 - 第十四條 各部部長は常任執行委員之れを兼任し當該部門の活動を統轄す。
 - 第十五條 本部役員は執行委員會及常任執行委員會、大會に於て選出することを得。
 - 第十六條 但し決議を得ず。
 - 第十七條 書記長の任期は一年とす。
- 第六章 支 部
 - 第十八條 支部は執行委員會の承認を経て地理的區劃により黨員五十名以上を以て組織するものとす。但し必要ある場合は執行委員會の承認を経て過半之を組織することを得。
 - 第十九條 支部には左の機關を置くものとす。
 - 一、大會 二、幹事會 三、常任幹事會 四、部 門
- 第七章 黨費及會計
 - 第二十條 黨費は黨員一名に付年額壹圓貳拾錢とし、但し分納を許すことあるべし。
 - 第二十一條 黨員納入の黨費は一切之を返還せず。
 - 第二十二條 黨費は本部及支部に区分す。
 - 第二十三條 黨費の總算は執行委員會に於て原案を作成し大會の議決を経るを要す。
 - 第二十四條 黨費の決算は大會の承認を得るを要す。
 - 第二十五條 黨費の會計は獨立會計とす。
 - 第二十六條 黨費會計監査は大會に於て之を兼任す。
 - 第二十七條 會計監査は毎年十月一日より翌年九月三十日までとす。
- 第八章 入 黨
 - 第二十八條 本黨に入黨せんとするものは支那、若しくは本黨本部に申込むべし。
 - 第二十九條 執行委員會は之を審査し入黨の許可を決定す。
- 第九章 附 則
 - 第三十條 黨員にして左の一に該当するものは執行委員會又は大會に於て除名することを得。
 - 一、黨の主義、綱領に背したる者
 - 二、黨の面目を毀損したる者
 - 三、黨の規則を犯したる者
 - 第三十一條 前條の規定は支部にも準用す。
 - 第三十二條 第十條 附 則
 - 第三十三條 黨の綱領及規約は黨大會出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば變更加歌することを得ず。

昭和三年四月二十五日印刷